三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　北海道紋別郡雄武町字道有林七の一・一四の一・一四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　水源の涵養
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町赤木字赤木谷一一六八、字小畑一一九七から一二〇〇まで、一二〇三、一二〇四、一二一六、一二一七、一二二一、一二二二、一二五〇、一二五五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町赤木字赤木谷一一六八、字小畑一一九七から一二〇〇まで、一二〇三、一二〇四、一二一六、一二一七、一二二一、一二二二、一二五〇、一二五五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県益田市美都町都茂九二、一〇九の一、一一四の乙、一一五、一一五の一から一一五の三まで、一一五続一、一一五続二、一一八、一一九の甲、一一九の甲続一、一一九の乙、二六七五から二六七七まで、二六七八の甲、二六七八の乙、二六七九、二六七九続一、二六八〇、二六八〇続一、二六八一の甲、二六八一の乙、二六八二から二六八六まで、二六八三の一、二六八三の二、二六八四の一、二六八四の二、二六八七続一、二六八八から二六九四まで、二六九〇の二、二六九一の一、二六九二の一、二七一八、二七二一、二七二二、二七二三の二、二七三五の丙、二七三六、二七三七、二七三七の一、二七三七の二、五〇七三、五〇八三の一、五〇八五の一、五〇八七、五〇八八、五〇九二の一、五一一〇、五一一五の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下多気字白口一二一〇の一、一二一〇の一四、一二一〇の一六、一二一〇の一七、一二一〇の二〇、一二一〇の二二から一二一〇の二六まで、美杉町奥津字鴇坂八四〇の一、字羽根田一九二四、一九二四の一、字釜土廣一九二五から一九二七まで、一九二五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）